

北海道胆振総合振興局告示第 12 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項30号に掲げる潜水器漁業(胆振総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年(2023年)2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
潜水器漁業(えむし及びなまこ)	胆海共第1号共同漁業権漁場区域及び苫小牧港港湾区域	・えむし:4月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・えむし:40人以内 ・なまこ:50人以内	—	1. 胆振総合振興局管内に住所を有する者  2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者  3. 操業区域に港湾区域を含む場合は、各港湾管理組合の同意を有する者	令和5年2月1日から令和6年1月31日まで。 ただし、令和5年3月1日以降の申請にあつては、毎月末時点において提出のあった申請をとりまとめの上、審査を行う。	1. この公告に係る許可の有効期間は、1年以内とする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、胆振総合振興局長に報告しなければならない。 (2)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (3)〇〇(対象魚種)以外を漁獲の対象としてはならない。 (4)次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 (住所 氏名 )
潜水器漁業(うに及びなまこ)	苫小牧港港湾区域	・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち港湾管理者の同意を受けた期間とする。	・う に:1人 ・なまこ:1人	—	同上	同上	
潜水器漁業(うに及びなまこ)	胆海共第3号共同漁業権漁場区域及び苫小牧港港湾区域	・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・う に:40人以内 ・なまこ:40人以内	—	同上	同上	
潜水器漁業(あわび、うに、えむし及びなまこ)	胆海共第5号共同漁業権漁場区域及び白老港港湾区域	・あわび:4月1日から7月15日まで及び10月1日から翌年3月31日まで ・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・えむし:4月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・あわび:40人以内 ・う に:40人以内 ・えむし:40人以内 ・なまこ:60人以内	—	同上	同上	

北海道胆振総合振興局告示第 12 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項30号に掲げる潜水器漁業(胆振総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年(2023年)2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
潜水器漁業(あわび、うに、えむし及びなまこ)	胆海共第7号共同漁業権漁場区域	・あわび:4月1日から7月15日まで及び10月1日から翌年3月31日まで ・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・えむし:4月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・あわび:25人以内 ・うに:25人以内 ・えむし:25人以内 ・なまこ:25人以内	—	1. 胆振総合振興局管内に住所を有する者  2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者  3. 操業区域に港湾区域を含む場合は、各港湾管理組合の同意を有する者	令和5年2月1日から令和6年1月31日まで。 ただし、令和5年3月1日以降の申請にあつては、毎月末時点において提出のあった申請をとりまとめの上、審査を行う。	1. この公告に係る許可の有効期間は、1年以内とする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、胆振総合振興局長に報告しなければならない。 (2)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (3)〇〇(対象魚種)以外を漁獲の対象としてはならない。 (4)次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 (住所 氏名 ) (5)知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
潜水器漁業(あわび、いがい、うに、えむし及びなまこ)	胆海共第9号共同漁業権漁場区域	・あわび:4月1日から7月15日まで及び10月1日から翌年3月31日まで ・いがい:4月1日から翌年3月31日まで ・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・えむし:4月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・あわび:40人以内 ・いがい:30人以内 ・うに:40人以内 ・えむし:50人以内 ・なまこ:40人以内	—	同上	同上	
潜水器漁業(あわび、うに、えむし、なまこ及びほたてがい)	胆海共第11号共同漁業権漁場区域及び室蘭港港湾区域	・あわび:4月1日から7月15日まで及び10月1日から翌年3月31日まで ・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・えむし:4月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで ・ほたてがい:4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・あわび:80人以内 ・うに:80人以内 ・えむし:80人以内 ・なまこ:80人以内 ・ほたてがい:20人以内	—	同上	同上	

北海道胆振総合振興局告示第 12 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項30号に掲げる潜水器漁業(胆振総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和5年(2023年)2月1日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
潜水器漁業(あわび、いがい、うに、つぶ、ほたてがい及びなまこ)	胆海共第13号共同漁業権漁場区域	・あわび:4月1日から7月15日まで及び10月1日から翌年3月31日まで ・いがい:4月1日から翌年3月31日まで ・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・つぶ:4月1日から翌年3月31日まで ・ほたてがい:4月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで記載された操業期間とする。	・あわび:15人以内 ・いがい:20人以内 ・う に:60人以内 ・つ ぶ:40人以内 ・ほたてがい:60人以内 ・なまこ:60人以内	—	1. 胆振総合振興局管内に住所を有する者 2. 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者 3. 操業区域に港湾区域を含む場合は、各港湾管理組合の同意を有する者	令和5年2月1日から令和6年1月31日まで。 ただし、令和5年3月1日以降の申請にあつては、毎月末時点において提出のあった申請をとりまとめの上、審査を行う。	1. この公告に係る許可の有効期間は、1年以内とする。 2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、6ヶ月以内とする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、胆振総合振興局水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、胆振総合振興局長に報告しなければならない。 (2)日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (3)〇〇(対象魚種)以外を漁獲の対象としてはならない。 (4)次に掲げる者以外の者を潜水業務に従事させてはならない。 (住所 氏名 ) (5)知事が漁業調整上操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
潜水器漁業(あわび、いがい、うに、ほたてがい及びなまこ)	胆海共第15号共同漁業権漁場区域	・あわび:4月1日から7月15日まで及び10月1日から翌年3月31日まで ・いがい:4月1日から翌年3月31日まで ・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・ほたてがい:4月1日から翌年3月31日まで ・なまこ:4月1日から6月20日まで及び8月21日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・あわび:70人以内 ・いがい:70人以内 ・う に:70人以内 ・ほたてがい:70人以内 ・なまこ:70人以内	—	同上	同上	
潜水器漁業(うに及びほたてがい)	胆海共第17号共同漁業権漁場区域	・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・ほたてがい:4月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・う に:35人以内 ・ほたてがい:50人以内	—	同上	同上	
潜水器漁業(うに)	胆海共第19号共同漁業権漁場区域	・えぞばふんうに:4月1日から8月31日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ・きたむらさきうに:4月1日から9月14日まで及び11月1日から翌年3月31日まで ただし、上記期間のうち行使承認証に記載された操業期間とする。	・う に:70人以内	—	同上	同上	